# 事務局提出資料①

○ 市区町村における児童等の福祉に関する支援業務に係る主な 規定

## (1) 市町村の役割と責務の明確化:児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)【平成28年6月3日(公布日)施行】

第三条の三 <u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。</u>

#### (1)) 市町村の業務:児童福祉法(抄)【平成28年6月3日(公布日)施行】

- 第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に<u>応ずること並びに</u>必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び 資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

#### (2) <u>市町村における支援拠点の整備</u>:児童福祉法(抄)【平成29年4月1日施行】

第十条の二 <u>市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、</u> 調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

# (3) 子育て世代包括支援センターの法定化:母子保健法(昭和40年法律第141号)(抄)【平成29年4月1日施行】

- 第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。
- 2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行う ことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
  - 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
  - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
  - 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
  - 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生 労働省令で定める支援を行うこと。
  - 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)。
- 3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童 福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行う ように努めなければならない。

#### (4) 支援を要する妊婦等に関する情報提供:児童福祉法(抄)【平成28年10月1日施行】

- 第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、 児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思 われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。
- ② (略)

# (5) <u>児童・保護者に対する通所・在宅支援の児童相談所から市町村への委託</u>:児童福祉法(抄)【平成28年6月3日 (公布日)施行】

- 第二十六条 児童相談所長は、<u>第二十五条第一項の規定</u>による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童 及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。
  - 三~七 (略)
- ② (略)

#### (6)児童相談所から市町村への事案送致

#### 〇児童福祉法(抄)【平成29年4月1日施行】

- 第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
  - 一•二 (略)
  - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、 調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の 支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除 く。)は、これを市町村に送致すること。

四~七 (略)

- 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子 ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当である と認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。
- ② (略)

#### 〇児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)【平成29年4月1日施行】

第八条 (略)

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ<u>次に</u>掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるこ と。
- 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致 すること。
- <u>三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)</u> が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助 活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する 児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、<u>市町村若しくは</u>児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

## (7)要保護児童対策調整機関における専門職の配置:児童福祉法(抄)【平成29年4月1日施行】

- 第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童<u>(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。次項において同じ。)</u>の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者<u>(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)</u>又は特定妊婦<u>(以下この項及び第五項において</u>「<u>支援対象児童等</u>」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、<u>支援対象児童等</u>に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③•④ (略)
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、<u>支援対象児童等</u>に対する支援が適切に実施されるよう、<u>厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等</u>に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター</u>その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- ① 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

#### (8) 母子保健施策を通じた虐待予防等:母子保健法(抄)【平成28年6月3日(公布日)施行】

第五条 (略)

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては<u>、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに</u>、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

#### (9) 関係機関等による調査協力:児童虐待の防止等に関する法律(抄) 【平成28年10月1日施行】

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。